



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 623 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (危機管理・消防課) 1
 624 消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施
 (") 3
 625 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 4
 626 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 5
 627 和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課) 5
 628 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 5

○ 警察本部告示

- 4 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 6
 5 放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 8

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部) 11

告 示

和歌山県告示第623号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地域	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田	1	令和3年10月6日	午前9時30分から	有田市民会館	有田市箕島46
	2	令和3年10月6日	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和3年10月7日	午前9時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	令和3年10月11日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44-1-8
	3	令和3年10月11日	午後1時30分から	同上	同上

田 辺	1	令和3年10月12日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	令和3年10月12日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山	2	令和3年10月18日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	3	令和3年10月18日	午後1時30分から	同上	同上
	1	令和3年10月19日	午前9時30分から	同上	同上
	2	令和3年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和3年10月20日	午前9時30分から	同上	同上
	2	令和3年10月20日	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和3年11月1日	午前9時30分から	同上	同上
	1	令和3年11月1日	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和3年11月2日	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和3年11月2日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料
受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所
受講申請書は、令和3年8月16日（月）から同月20日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。
- 5 受講対象者
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間
(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第624号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び場所

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	令和3年10月14日	午前9時30分から 午後5時まで	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島1丁目5番47号
同上	令和3年10月15日	同上	同上	同上
消火設備	令和3年10月27日	同上	同上	同上
避難設備 ・消火器	令和3年11月11日	同上	同上	同上
同上	令和3年11月12日	同上	同上	同上
警報設備	令和3年11月30日	同上	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和3年8月30日（月）から同年9月3日（金）までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

6 講習科目及び時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第625号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）NEX御坊店
和歌山県御坊市菌字中島575番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年1月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,135㎡
- 6 駐車場の収容台数
62台
- 7 駐輪場の収容台数
49台
- 8 荷さばき施設の面積
40.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
10.6㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所（敷地東側）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和3年5月28日
- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年6月11日から同年10月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第626号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第653号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂糠	窒素全量2.5 りん酸全量4.0 加里全量1.5	該当なし	築野食品工業株式会社 伊都郡かつらぎ町新田94番地	令和9.7.19

和歌山県告示第627号

和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画については、令和3年5月27日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線及び海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第628号

令和3年度県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
令和3年5月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本ピーマック株式会社大阪支店
大阪府大阪市淀川区西中島五丁目13番9号
- 5 落札金額
109,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額9,950,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年4月16日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月11日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する、資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書（定款を添付すること。）
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 誓約書
 - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - カ 所在地見取図
 - キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書
 - ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
 - コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
 - （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
 - サ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
 - シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（11）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
 - ス 駐車監視員資格者証の写し
- (2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年6月11日（金）から同月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月11日（金）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年6月11日（金）から同月29日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出すること。
- 郵便により提出する場合は、書留郵便で令和3年6月28日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させること。
- 5 資格審査申請書類の配布及び提出場所
- 和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
和歌山市西1番地 交通センター2階
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0356
ファクシミリ番号 073-475-0359

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年7月6日（火）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和3年7月16日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年7月19日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月11日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）この入札に係るシステムと類似の情報管理システムの構築又は更新業務において、当該システムに係るプログラムの設計及び開発を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10台以上のタブレットパソコンのメンテナンスリースを行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

（ア）競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

（ケ）申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

（コ）仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

（サ）2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（シ）2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（ス）申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

（セ）申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

（ソ）コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年6月11日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月11日（金）から同月29日（火）までの

県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和3年6月11日（金）から同年7月2日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和3年7月1日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-475-0359

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年7月9日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、令和3年7月21日（水）午後5時までに書面により求めることができる。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答は、令和3年7月27日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月11日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する事項

（1）事業年度

令和3年度から令和8年度まで

（2）調達役務の名称及び数量

放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び貸借業務 一式

（3）履行期間

ア 放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託業務

契約日から令和4年3月31日までの間

イ 放置駐車違反管理システム携帯端末装置貸借業務

令和4年2月1日から令和8年12月31日までの間

（4）調達役務の仕様等

放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」とい

う。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県警察本部告示第5号に規定する放置駐車違反管理システム携帯端末装置更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-475-0359

(2) 期間

令和3年6月11日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年6月11日（金）から同月29日（火）までの間に交通指導課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

イ 入札日時

令和3年7月28日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年7月27日（火）午後5時までに交通指導課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Illegal Parking Management System, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 28 July 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 27 July 2021)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120